

法人市民税の均等割申告について

法人市民税の均等割は、市内に**事務所等**又は**寮等**がある法人等に課税されます。

納税方法は、納税者が自ら税額を計算し、申告を行って納税する「申告納付」の制度をとっています。

均等割申告は、一定の要件を満たす公共法人等が、「前年4月1日から当年3月31日までの期間」(注)を均等割の算定期間として、法人市民税均等割申告書(第22号の3様式)を用いて行う申告です。

(注) 当該期間中に当該公共法人等が、解散又は合併により消滅した場合は、「前年4月1日から当該消滅した日までの期間」となります。
(地方税法第321条の8第31項)

(注) 「**事務所等**」とは、社会通念上そこで(本業副業を問わず、準備業務や残務整理なども含めて)法人等の事業を行うための拠点と考えられる場所のことで、具体的な目安としては、
①【**物的設備**】 その法人等の事業に用いる、土地建物などのスペースと設備備品などの物があること(その法人等の所有物である必要はありません)、
②【**人的設備**】 その法人等の事業に従事する人がいること(非常勤の重役、顧問、派遣労働者(派遣元法人の従業員には含まず、派遣先法人の従業員数に算入します。)、アルバイト、パート等含まれます。常に人がいる又は同じ人がいる必要はありません)、
③【**事業継続性**】 ある程度継続して事業を行っていること(継続性は、毎日だけでなく定期又は不定期でも相当日数事業を行っていれば、あります。2、3ヶ月だけの仮事務所等にはありません)、この3点を満たす場所です。「**寮等**」とは、法人等の従業員の福利厚生(宿泊・慰安・娯楽等)のためにいつでも【**常時**】利用できるよう用意された施設のことで、

1 均等割申告の納税義務者

次の(1)～(4)を全て満たす法人(以下「公共法人等」といいます。)

- (1) 京都市内に事務所等を有すること
- (2) 法人税法第2条第5号の公共法人又は同条第6号の公益法人等に該当すること
- (3) 国税の法人税が課されないこと
- (4) 地方税法第296条の規定により法人市民税が非課税とされる法人でないこと

なお、次の法人等について、京都市市税条例により、**収益事業を行わない場合**に法人市民税が課税免除されます。

- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- ・ 管理組合法人及び団地管理組合法人
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ・ マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
- ・ 防災街区整備事業組合

※令和7年4月1日現在

※なお、特例民法法人は、**一般社団法人又は一般財団法人**へ移行した場合に、以下の区分に従い申告が必要となります。

非営利型法人に該当し、収益事業は行わない	均等割申告(この手引を御参照ください)
・ 非営利型法人に該当し、収益事業を行う ・ 非営利型法人に該当しない	確定申告(別紙「確定申告書記載手引」を御参照ください)

2 均等割申告の申告納付期限

均等割の算定期間の終了後、最初の **4月30日** までに申告及び納付をお願いします。

※ 4月30日が土曜日、日曜日、休日の場合は、その翌日(平日)が期限となります。

3 均等割申告の提出先及び提出方法

- ・ 「**京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)**」 に1通を提出してください。
- ・ 申告書を郵便又は信書便により提出される場合は、郵便物等の通信日付印の日付が申告年月日となります。受付印を押印した申告書控えが必要な方は、返信先を記載し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

京都市では、法人市民税担当で登録している法人等に対して申告期限の1ヶ月前頃に申告書・納付書等の用紙を送付しています。
京都市送付用紙以外の申告書を使用される場合は、京都市が設定した管理番号を記載してください。

4 均等割申告(第22号の3様式)各欄の記載のポイント

均等割額は行政区ごとに算定します。(政令指定都市では行政区画が一つの市の区域とみなされています。)(地方税法第737条) この行政区ごとの均等割額の合計額が、京都市で課税される均等割額となります。

欄	記 載 の ポ イ ン ト
①欄 「同左の月数」	月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数日数は切り捨てます。 切り捨てた結果、0月となる場合のみ切り上げます(地方税法第312条第4項)。
②欄 「この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額」	先に右下の「指定都市に申告する場合の②の計算」欄に記載し(区が10以上になる場合は第20号様式別表4の3に記載し)、その均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の計欄の金額を記載します。
「指定都市に申告する場合の②の計算」欄	区 名 事務所等又は寮等の所在する行政区名を記載します。 月 数 算定期間中その区に事務所等又は寮等を有していた月数を記載します。 均等割額 税率は50,000円です。 各区分に、「50,000円×月数÷12」の金額を記載します。 ※10以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず、第20号様式別表4の3に記載し、添付してください。

- 金額は1円単位まで記載し、「00」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てのうえ記載してください。
- 「※」の印刷のある欄は記載不要です。

5 法人市民税の納付 ※法人税務担当(法人市民税担当)の窓口では、納付は取り扱っていません。

申告書で計算した税額等を、納付書(京都市の法人市民税納税用の納付書)に記入して、納期限(申告期限と同じ日)までに以下の納付場所で納税してください。

- ☐市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所・右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)
- ☐次の金融機関の本店・支店・出張所 銀行(みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正)、信用金庫(京都、京都中央)、信用組合(京滋、近畿産業)、農協(京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都)、その他(近畿労働金庫)
- ☐近畿二府四県のゆうちょ銀行直営店・郵便局 (京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県) ※令和7年4月1日現在

納税が困難な場合は、諸税徴収担当[TEL075-222-3514]に御相談ください。
納税が遅れますと、延滞金を御負担いただき督促及び滞納処分を行うこともありますので、御留意ください。

6 事務所等の開設・廃止などがあった場合の届出

事務所等の開設・廃止や法人名・代表者・所在地等の変更、法人の設立・解散・合併などの課税関係に影響のある事実が発生した場合は、その事実が確認できる書類(商業登記簿など)のコピーを添付し、届出書(「法人等設立・解散・変更届出書」 下記のwebサイトから入手できます)に内容を記載のうえ、「京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)」に提出してください。

[申告書等の提出・お問合せ先] (電話) 075-213-5247 (FAX) 075-213-5305
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
京都市 市税事務所 法人税務担当(法人市民税担当)

[webサイト]
詳細は 京都市ホームページ(京都市情報館) にて 法人市民税 サイト内検索 で検索してください。
申告書・届出書のダウンロードについては、
京都市ホームページ(京都市情報館) にて 法人市民税 届出書 サイト内検索 で検索のうえ、
申請書・届出書ダウンロードサービス一覧(法人・事業所関係)から入手できます。